令和7年度入園の手引き

1次募集 申請受付期間

令和6年10月1日(火) ~ 令和6年10月31日(木)

入園時期

令和7年4月~10月の各月初日

対象児童

入園日時点で児童・保護者ともに聖籠町に住民登録している、生後2ヶ月以上の児童

1次募集 審査結果通知時期

令和7年1月下旬頃(予定)※入園調整の進捗状況により変更となる場合があります。

申請書類配布場所 及び 申請受付場所

所在地

〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町役場 3階 子ども教育課

開庁時間 午前8時30分~午後5時15分(土日祝除く)

お問い合わせ先 ②0254-27-2111 (内線309)

※申請書類は町ホームページからもダウンロードできます。

目 次

概要

| 〇 募集スケジュール・・・・・・・・・ ト | 7 |
|---|-------------|
| ○施設一覧・・・・・・・・・ F | 2 |
| ○開所時間・・・・・・・・・ F | 2 |
| ○年齢とクラス・・・・・・・・ F | 2 |
| ○休日保育について・・・・・・・・ F | 2 |
| | o 3 |
| 申込から審査まで ○提出書類について・・・・・・・・・・・ F | P 4 |
| | 2 2 5 |
| | · 5 |
| | - 5 - 5 |
| 〇入所選考基準・・・・・・・・・・ P6~F | _ |
| 料金 | , |
| ○保育料について・・・・・・・・ P8~F○幼稚園の預かり保育料について・・・・・・ P1○1号認定児童の延長料金等の無償化について・ P1○給食費について・・・・・・・ P1 | 1 0 1 0 |

○募集スケジュール

| 募集内容 | 受付期間 | 対象施設 | 受付場所 | 入所月 |
|------|------------------------|---|-------------|--------|
| 1次募集 | 10月 1日(火) | が稚園 ・町立せいろう幼稚園 認定こども園 ・私立ほしぞらこども園 ・私立ないろこども園 ・私立ハーモニーこども園 ・私立ツーモニーこども園 ・私立聖籠はじめこども園 保育所 ・私立みんなの森どんぐり保育園 | 役場3階 | 4月~10月 |
| 2次募集 | 2月上旬 2月中旬 | ・1次募集で定員に満たなかった施設 ・退園等により欠員が生じた施設 | 子ども教育課 | 4月~10月 |
| 随時募集 | 入所希望月の <u>約2か月前</u> | ・1、2次募集で定員に満たなかった施設・退園等により欠員が生じた施設 | | 5月~3月 |

≪注意事項≫

- ・入所希望者数が年々増加しており、1次募集で申請しても希望園への入園は確約できません。
- ・1次募集で満員となることもあるため、随時募集での途中入所は例年難しい状況となっておりますので ご理解をお願いいたします。
- ・随時募集については、施設の空き状況や募集受付期間等を入所希望月の2か月前に町ホームページで公開します。
- ・既に在籍している園からの転園を希望する場合も、1次募集にお申し込みください。ただし、ご希望に沿えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

○施設一覧

| 園名 | 類型 | 定員 (人) | 所在地 電話番号 | 設置主体 運営法人 |
|---|----------|---|------------------------------------|-----------------|
| せいろう幼稚園 | 町立幼稚園 | 200 | 聖籠町大字蓮潟 2890 番地 2 0254-27-5015 | 聖籠町 |
| ほしぞらこども園 | | 139 | 聖籠町大字諏訪山 1553 番地 1 0254-27-3322 | 社会福祉法人 真心福祉会 |
| なないろこども園 | 私立認定こども園 | 160 | 聖籠町大字蓮野 2068 番地 0254-20-8771 | 社会福祉法人 真心福祉会 |
| ハーモニーこども園 | | 200 | 聖籠町大字次第浜 2963 番地 0254-20-7766 | 社会福祉法人 真心福祉会 |
| 聖籠はじめこども園 | | 110 | 聖籠町大字蓮野 1930 番地 1 0254-27-8880 | 社会福祉法人 親永会 |
| みんなの森 どんぐり保育園 (R9.4月より3-5歳 児も受入可能となる よう準備中) | 私立保育所 | 30 (<u>R9.4</u> 月以降 の人数 は未定) | 聖籠町大字蓮潟 3412 番地 6 0254-20-8925 | 社会福祉法人 郁心会 |

≪認定こども園とは≫

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、0歳から5歳までの子どもが対象の施設です。 保育の必要性の有無にかかわらず利用できるという特徴があります。

○開所時間 7:00~19:00 (日・祝日・年末年始を除く)

〇年齢とクラス

4月1日時点での年齢でクラスが決まります。

| 生年月日 | クラス | 入所可能施設 | |
|---|--------|--|---------------------------|
| R6.4.2~ (2024/4/2~) ※入所日時点で生後2ヶ月を経過していること。 | 0歳児クラス | 私立 保育所 | |
| R5. 4. 2~R6. 4. 1 (2023/4/2~2024/4/1) | 1歳児クラス | (<u>R9.4月から3−5歳</u> | 私立 |
| R4. 4. 2~R5. 4. 1 (2022/4/2~2023/4/1) | 2歳児クラス | <u>児も受入準備中</u>) | ^{松立} 認定こども園 |
| R3. 4. 2~R4. 4. 1 (2021/4/2~2022/4/1) | 3歳児クラス | 町立 | がたことの国 |
| R2. 4. 2~R3. 4. 1 (2020/4/2~2021/4/1) | 4歳児クラス | リューロン りかり りゅう りゅう りょう りゅう りょう りょう りゅう かま しゅう | |
| H31. 4. 2~R2. 4. 1 (2019/4/2~2020/4/1) | 5歳児クラス | <i>- 2</i> /J/[比 2 4 | |

〇休日保育について

令和7年度から休日(日曜・祝日)保育を実施予定です。

・実施場所 : みんなの森どんぐり保育園

・対象者 : 町内に住所があり、認定こども園・保育所・幼稚園に在籍しているお子さん

・詳細について: 利用可能なお子さんの年齢(月齢)・開始時期・申込方法等は未定です。

詳細が決まり次第、広報やHP等でお知らせいたします。

○「保育の必要性」と利用できる施設・時間

保護者の就労等によりお子さんを自宅で保育できない場合と、幼児教育のみを目的とし3歳児クラスからお子さんを預ける場合で利用できる時間が異なります。

保育の必要性と認定区分

1号認定

教育標準時間

お子さんが<u>3歳児以上</u>で、幼児教育のみ希望する場合(<u>保育を必要</u>としない場合)

※夏休み等の長期休業期間があり、期間中 は預かり保育(有料)が受けられます。

2号認定

<u>保育標準時間・短時間</u> お子さんが<u>3歳児以上</u>で、保育の 必要性が認められる場合

3号認定

<u>保育標準時間・短時間</u> お子さんが<u>3歳児未満</u>で、保育の 必要性が認められる場合

| 利用できる施設 | | 町立 | 私立認定 | 私立 |
|---------|------|-----|------|-----|
| 認定区分 | | 幼稚園 | こども園 | 保育所 |
| 2条旧い L | 1号認定 | 0 | 0 | _ |
| 3歳児以上 | 2号認定 | | 0 | |
| 3歳児未満 | 3号認定 | | 0 | 0 |

(1号認定)

・教育標準時間

幼稚園8:30~15:00認定こども園9:00~15:00

(2・3号認定)

・保育標準時間 7:00~18:00

・保育短時間 8:00~16:00

※認定時間外の利用は別途料金が発生します。

「保育の必要性」に関する要件(2号認定・3号認定)

保護者全員(父母等)が下記のいずれかに該当している必要があります。

保育を必要としない・下記のいずれにも該当しない場合は1号認定(教育標準時間)となります。

○保育標準時間で利用できる方

〇就労中である(月120時間以上)

○保護者が疾病等を有している

○母が妊娠・出産期間である

○保護者が親族等を介護・看護している

○災害復旧活動を行っている

〇就学・職業訓練を行っている※1

〇虐待・DVに該当する

○その他町長が保育を必要と認めた場合

○保育短時間で利用できる方

○就労中である(月48時間~120時間※2)

○保護者が疾病等を有している

○求職活動中である

○保護者が親族等を介護・看護している

○育児休業中である

〇就学・職業訓練を行っている※1

○その他町長が保育を必要と認めた場合

- ※1 大学や職業訓練校、専門学校等の学校教育法等に定められた学校に限ります。
- ※2 就労時間が月120時間未満であっても、通勤時間や雇用形態等を考慮し、保育短時間内での利用が常態的に困難であると認められる場合には、保育標準時間で利用できる場合があります。

○提出書類について

- (1)子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書
- (2)保育の必要性を証する書類(2、3号認定を希望の場合)
 - ※保護者(父母等)及び同居している60歳未満の直系親族(祖父母等)全員分の書類が必要です。 入所予定日時点での保育認定事由に応じて書類を提出してください。

| 保育認定事由提出書類 | | 保育認 | 保育認定区分 | |
|--|---|-------|-------------------|--|
| 休月 | 灰山自規 | 短時間 | 標準 | - 入園できる期間 |
| ①就労 | ・就労証明書 | 就労時間が | +1/1/4 a+ a= 1 / | |
| ②自営業 | ・自営業申立書 | 月48~ | 就労時間が 月120時間以上 | 就労期間 |
| ③農業 | ・自営業を行っていることを証明するもの (確定申告書の写し、開業届の写し等) | 120時間 | 73 1 2 0 - 11-12 | |
| ④病気・障がい⑤介護・看護 | ・保育不可能申立書(病気・看護)・診断書(任意様式)、身体障害者手帳、 療育手帳、障害者年金証書の写し等 | 0 | 0 | 事由発生期間 |
| ⑥妊娠・出産 | ・出産予定日がわかるもの(妊産婦医療費 受給者証、母子手帳の写し等) | _ | 0 | 出産予定日の6週間 前が属する月の初日 から産後8週間後が 属する月の末日まで |
| ⑦就学・職業訓練 | ・在学期間を証明するもの(在学証明書等) | 0 | 0 | 事由発生期間 |
| ⑧災害復旧 | ・罹災証明書の写し等 | | 0 | 事由発生期間 |
| ⑨虐待・DV | ・支援機関等による証明等 | ı | 0 | 事由発生期間 |
| ⑩求職活動 | ・求職活動に関する申立書 | 0 | _ | 活動開始から 90 日を 経過する日が属する 月の末日まで |
| ⑪その他 | ・町長が指示した書類 | 0 | 0 | 町長が認めた期間 |

○利用開始日について

原則、利用開始日(入園日)は各月1日です。

育児休業からの復職と同時に入園される場合等、月途中から保育の必要性が認められる場合、1日から当該日までを慣らし保育の期間として利用できます。入園日より前に施設見学・体験を希望される方は、<u>事前に施設から同意を得たうえで、保護者同伴でのご利用</u>となります。

例:6月15日に育休から復職する場合・・・6月1日入園(1日~14日まで慣らし保育として利用) ※4~5月は入所児童のために取得した育休期間中のため利用できません。

○求職活動を理由とする入園について

求職活動を理由とする入園については、<u>第1次募集及び第2次募集では4月入園に限ります。</u> 入所後90日が経過する6月末までに就労を開始できない場合は退園となりますのでご注意ください。 5月以降の入園をご希望の場合は随時募集となりますのでご了承ください。

○入園調整から入園までの流れについて

| (1)入園調整 【11月~1月中旬頃】 | ・2、3号認定希望の場合 入所申込書やその他の提出書類について、入所選考基準に基づき点数付けを行い、点数の高い方から優先的に入所が決定されます。申込内容の確認等のため、町からご連絡する場合があります。 ・1号認定希望の場合点数付けは行いませんが、ご希望の施設の定員数等の都合によりご希望に沿えない場合があります。 |
|-------------------------|--|
| (2)入園決定 【1次募集→1月下旬頃】 | 郵送にてお知らせいたします。 併せて入所園からの説明会等のご案内を同封いたします。 |
| (3)入園まで | 入園日の1ヶ月前には、各園で新入園児説明会を行います。 随時入所の場合は、個別に入園決定後にご連絡いたします。 |

〇入所選考基準

1 選考方法

- (1)保育の必要な事由・状況に応じた<u>基準点</u>と家庭の状況に応じた<u>調整点を合計した</u>点数で優先順位を決定します。なお、 基準点は入所予定日時点の父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。
- (2)合計点数が並んだ場合は、優先度合判定基準により決定します。ただし、3歳以上児は、希望する町立幼稚園・認定こども園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合に優先的に入園承諾する場合があります。

2 基準項目

| 保育の必要な事由 | 内容 | 基準点 |
|---------------|--|------|
| | 月 150 時間以上働いている(または就学している) | 10 |
| ÷2,224 ÷2,224 | 月 120 時間以上働いている(または就学している) | 8 |
| 就労・就学 | 月80時間以上働いている(または就学している) | 6 |
| | 月 48 時間以上働いている(または就学している) | 3 |
| | ・病気又はけがにより入院している | |
| | ・要介護4以上の認定を受けている | 10 |
| | ・身体障害者手帳 1,2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳の交付を受けている | |
| | ・病気又はけがにより通院している | |
| 傷病・障害 | ・要介護3の認定を受けている | 8 |
| | ・身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている | |
| | ・要介護2以下の認定を受けている | 6 |
| | ・身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている | 0 |
| | 入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交 | 3 |
| | 付を受けているものと同程度の診断を受けている | 7 |
| | 病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手 | |
| | 帳 1,2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・ | 10 |
| | 看護している | |
| | 病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3 | 8 |
| 親族の介護・看護 | 級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している | |
| | 要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手 | 6 |
| | 帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している | - |
| | 入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交 | 3 |
| | 付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している | |
| 出産前後 | 産前6週間、産後8週間の期間にあって、出産準備又は急用を要する | 10 |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている | 10 |
| 虐待・DV | 虐待やDVのおそれがある | 10 |
| 育児休業 | 既に園を利用している子どもがいて継続利用が必要である | 2 |
| 求職活動 | 求職活動を行っている | 1 |
| その他 | 上記に類する状態として認められるもの | 1~10 |

3 調整項目

| 家庭の状況 | | | |
|---|-----------------------------|----|--|
| ひとい親世帯である。 | 同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は60歳以上である | | |
| ひとり親世帯である | 60歳未満の祖父母と同居している | 6 | |
| 生活保護世帯である | | 6 | |
| 児童に対する保護の必要性が関係 | 系機関で確認されている | 6 | |
| 父母のどちらかが単身赴任している | | | |
| 入園を希望している児童が小学校6年生から数えて第3子以降である | | | |
| 保護者が聖籠町の保育施設に勤務している保育士・保育教諭・看護師である(6時間以上勤務) | | | |
| 保護者が聖籠町の保育施設に勤務している保育士・保育教諭・看護師である(6時間未満勤務) | | | |
| 希望している施設に既に児童のきょうだいが入園している | | | |
| 複数人のきょうだいが同一施設に入園を希望している | | | |
| 就労していない60歳未満の同原 | 号親族がいる | -5 | |

4 点数が並んだ場合に考慮する事項(優先度合判定基準)

- 1 ひとり親世帯・単身赴任等により父母の一方が不在の世帯
- 2 すでに在園しているきょうだいがいる世帯
- 3 養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
- 4 父母の合計所得がより少ない世帯

○保育料について

0~2歳児クラスのお子さんについては、保護者の住民税額等に応じて保育料が徴収されます。3歳児クラス以上のお子さんの保育料は、国の幼児教育・保育の無償化制度により無料です。

| | 保育料は保護者(父母 等)の市町村民税額を合算した金額を基に算定を行います(次ページのとおり)。保護者に生計維持能力が無く、同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額を含めて判定を行います。保育料決定の基礎となる市町村民税の課税年度は次のとおりです。 |
|----------------------|---|
| (1)保育料の算定方法 | ・4月~8月分の保育料…前年度の市町村民税 ・9月~3月分の保育料…当該年度の市町村民税 |
| | ※表中「ひとり親世帯等」とは…児童の保護者が配偶者のない者である世帯のほか、 在宅障害児(者)のいる世帯を指します。 |
| (2)支払方法について | 口座引落により納入していただきます。 (入園決定後に園からご案内があります。) |
| | 第2子からは保育料の軽減制度があります。ただし、次ページの階層に応じて、 子の数え方に年齢制限があります。 |
| | ・市町村民税額が第4-3階層の I 以下に当てはまる場合、第2子は半額、第3 子以降は無料となります。(きょうだいの年齢制限なし) |
| (3)多子軽減について | ・ <u>ひとり親世帯等</u> であり、市町村民税額が第4-3階層以下に当てはまる場合、 第2子以降から無料となります。(きょうだいの年齢制限なし) |
| | ・それ以外の階層の方は、 <u>小学6年生までのきょうだいから</u> 数えて第2子は半額、 第3子は無料となります。 例:第6-1階層の世帯で、 <u>第1子が中学1年生</u> 、第2子が小学3年生、第 |
| | 3子が1歳児の場合 ⇒第3子の保育料は、小学6年生から数えると第2子のため、保育料は半額となります。 |
| (4)月途中の入退園について | 月途中に入園(退園) した場合の当月分の保育料は、日割り計算した金額となります。 |
| (5)延長保育料(預かり保育) について | 認定された保育時間を超える時間帯の利用は延長保育料が発生します。 (30分につき100円 ※町立せいろう幼稚園の料金区分は別に定めあり。) |

保育料一覧表

| | | | | | 保育料 | (月額) | 多 | |
|-----------|------|------------|------------|----------------------|---------------------|-----------|---------------------------|---|
| | 階層区分 | | | 保育標準時間 7:00~18:00 | 保育短時間 8:00~16:00 | 多子軽減 | | |
| 第 | 1 | 生活保護世帯 | | | 0円 | 0円 | | |
| 第2 | 1 | 市町村民税非課税世帯 | | | 0円 | 0円 | | |
| ऋ८ | 2 | 中凹的反抗外部抗压带 | ひとり親世帯等 | | 0円 | 0円 | | |
| | 1 | 市町村民税均等割のみ | | | 4,900円 | 4,800円 | | |
| 第3 | ' | 課税世帯 | ひとり親世帯等 | | 2,300円 | 2,200円 | こょうだ | |
| 第3 | 2 | | 48,600 円未満 | | 6,900円 | 6,700円 | いの年 | |
| | 2 | | | ひとり親世帯等 | 2,800円 | 2,700円 | 齢 制 限 | |
| | 1 | | 48,600円~ | 58,200 円未満 | 9,000円 | 8,800円 | なし(第 | |
| | 1 | | | ひとり親世帯等 | 4,500円 | 4,400円 | きょうだいの年齢制限なし(第4─3階層のⅡを除く) | |
| | _ | | 58,200円~ | 67,800 円未満 | 10,100円 | 9,900円 | 階層の現 | |
| | 2 | | | ひとり親世帯等 | 4,500円 | 4,400円 | Ⅱを除く | |
| 77. A | 3 | 2 | | I :67,800 円~ | 77,101円 | 11 200 FF | 11 000 F | 5 |
| 第4 | | | 2 | Ⅱ:77,102円~ | 77,400 円未満 | 11,200円 | 11,000円 | |
| | | 市町村民税 | | ひとり親世帯等 | | | | |
| | | | | 67,800 円~77,101 円未満 | 4,500円 | 4,400円 | | |
| | 4 | 所得割課税世帯 | 77,400 円~ | 87,000 円未満 | 12,300円 | 12,000円 | | |
| | 5 | | 87,000円~ | 97,000 円未満 | 13,400円 | 13,100円 | | |
| | 1 | | 97,000円~ | 121,000 円未満 | 14,500円 | 14,200円 | | |
| 第5 | 2 | | 121,000円~ | 145,000 円未満 | 15,600円 | 15,300円 | 小 学 6 | |
| | 3 | | 145,000 円~ | 169,000 円未満 | 16,700円 | 16,400円 | 年生ま | |
| | 1 | | 169,000円~ | 213,000 円未満 | 17,800円 | 17,400円 | でのきょ | |
| 第6 | 2 | | 213,000円~ | 257,000 円未満 | 18,900円 | 18,500円 | 小学6年生までのきょうだい | |
| | 3 | | 257,000 円~ | 301,000 円未満 | 20,000円 | 19,600円 | • | |
| 第' | 7 | | 301,000円~ | 397,000 円未満 | 20,100円 | 19,700円 | | |
| 第 | 3 | | 397,000円~ | | 20,200円 | 19,800円 | | |

○幼稚園の預かり保育料について

せいろう幼稚園において教育標準時間外の利用をする場合には預かり保育料が発生いたしますが、ご希望の 利用時間に応じて下記の料金区分を選択することができます。

| 料金 | 料金利用時間 | | (月額) |
|-------------------|---|----------|------------|
| 区分 | 利用时间 | 平日 | 8月(夏期休業期間) |
| 1 | 8:30~15:00 | 無料 | 4,000円 |
| 2 | <u>7:00</u> ~15:00 | 500円 | 4,500円 |
| 3 | 8:30~ <u>19:00</u> | 1,500円 | 5,500円 |
| 4 | <u>7:00</u> ~ <u>19:00</u> | 2,000円 | 6,000円 |
| ・一時預かり | 平日における上記料金区分外の利 | ①4時間未満 | 200円/日 |
| ・土曜日預かり ・長期休業日 | 用(一時預かり)、土曜日、長期休 業日(8月除く夏季・冬期・春期 休業日) | ②4時間以上7時 | 間未満 300円/日 |
| (8月除<) | | ③7時間以上 | 400円/日 |

○1号認定児童の預かり保育料等の無償化について

1号認定児童でも、保護者の就労等により保育の必要性が認められる場合には、教育標準時間外の利用をしたことによる預かり保育料等について、国の制度に基づき無償化の適用を受けることができます(月額上限 1.13万円)。申請方法等は入所決定後にご案内いたします。

○給食費について

 $3 \sim 5$ 歳児のお子さんについては給食費が発生いたします。 $0 \sim 2$ 歳児については保育料に含まれているため給食費の徴収はありません。

また、保護者の市町村民税所得割額の合計が一定以下の方(1号認定の場合 77,101 円以下、2号認定の場合 57,700 円以下(ひとり親世帯等の場合 77,101 円以下))、中学校3年生以下のお子さんから数えて第3子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。副食費免除は自動で適用されるため、免除を受けるための手続きは必要ありません。免除の認定を受けた方には認定の通知を後日送付いたします。

| 施設 | 給食費(通常料金) | 副食費免除の場合 |
|-----------|-----------|----------|
| せいろう幼稚園 | 4,200円/月 | 500円/月 |
| ほしぞらこども園 | | |
| ハーモニーこども園 | 6,900円/月 | 2,400円/月 |
| なないろこども園 | | |
| 聖籠はじめこども園 | 6,500円/月 | 2,000円/月 |

[※]給食費は変更となる場合があります。